

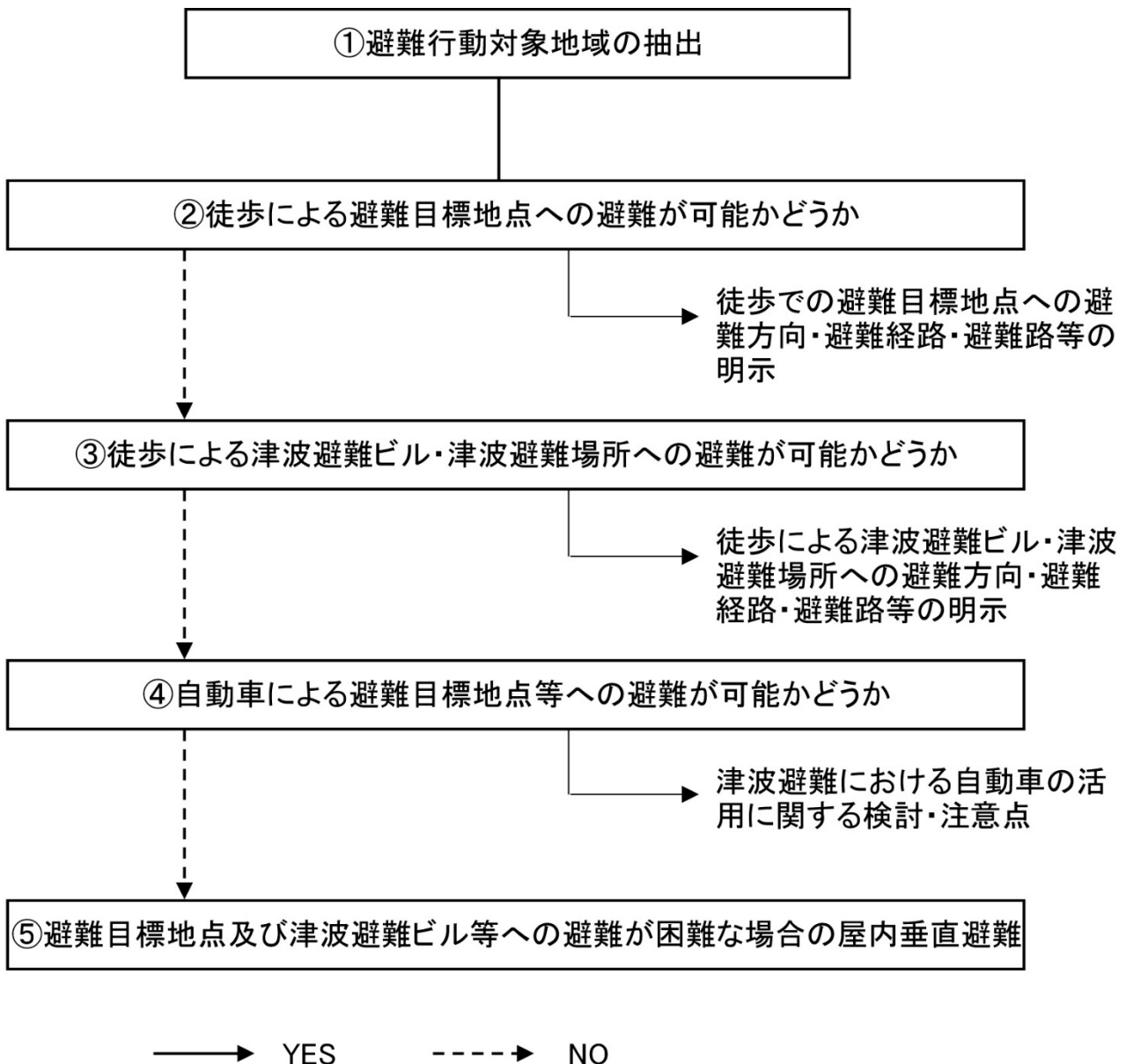
第7 各地区における津波避難の基本方針

本章においては各地区における津波避難の基本方針を示します。

各地区における津波避難の基本方針の検討は以下の手順で行います。

- 1 避難行動対象地域の抽出
- 2 徒歩による避難目標地点への避難の検討
- 3 徒歩による津波避難ビル・津波避難場所等への避難
- 4 自動車等による避難目標地点等への避難
- 5 避難目標地点及び津波避難ビル等への避難が困難な場合の屋内垂直避難

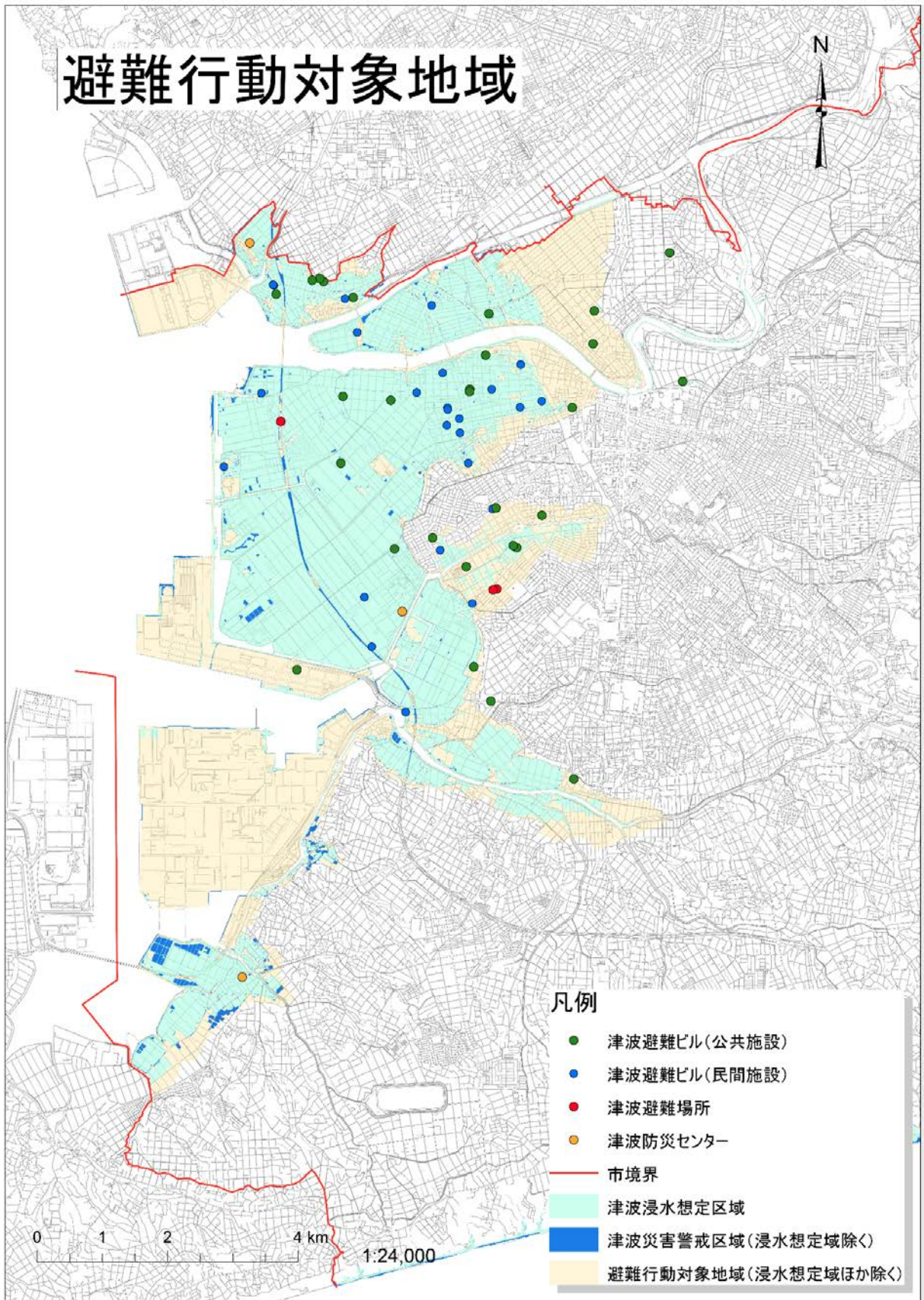
各地区における津波避難の基本方針検討フロー



1 避難対象地域の抽出

避難行動対象地域は第4で設定を行った地域を用います。

図7 避難行動対象地域図（再掲）



2 徒歩による避難目標地点等への避難の検討（水平避難）

第4で設定を行った避難行動対象地域のうち、避難困難地域及び特定避難困難地域に該当しない地域については避難目標地点を含む避難行動対象地域外への水平避難が可能とし、津波発生時の避難目標は『徒歩での避難行動対象地域外への避難』とします。

ただし、避難の遅れ等により、徒歩での対象地域外への避難が困難な場合は、津波避難ビル等への垂直避難を行うこととします。

3 徒歩による津波避難ビル・津波避難場所等への避難（垂直避難）

第5で設定を行った避難困難地域のうち、特定避難困難地域に該当しない地域については津波避難ビル・津波避難場所等の緊急避難場所への垂直避難を行うものとします。

ただし、津波到達までに避難行動対象地域外に避難が可能な場合は対象地域外へ避難することが望ましいです。

4 自動車等による避難目標地点等への避難

避難行動は原則、徒歩で実施することが望ましいですが、特定避難困難地域から避難が必要な場合や避難行動要支援者と避難する場合などは必ずしもこの限りではありません。

その際は、信号が停止していたり、道路の状態が液状化等により悪化していることが想定されるため、運転には十分に注意する必要があります。

また、渋滞が発生した場合などは車での避難に固執せず、車を他の通行の邪魔にならない場所に移動させ、徒歩による避難に切り替えることも必要です。

さらに、移動手段として、豊橋市自転車活用推進計画に基づく自転車の活用についても、今後検討していくこととします。

5 避難目標地点及び津波避難ビル等への避難が困難な場合の垂直避難

避難目標地点及び津波避難ビル等への避難が困難な場合は、屋内の上層階への垂直避難を行うなど命を守るため最善を尽くす行動をとることとします。

本章における各種条件を踏まえた上で、避難の基本方針を以下の図に示します。

図 1 6 各地区における津波避難計画の基本方針

